

年末年始及び春節の時期における家畜防疫対策の徹底について

年末年始を迎えるにあたり、海外からの人や物の移動が再び活発になることが予想され、これに伴い**家畜伝染病が国内へ侵入するリスクが急速に高くなります。**

2025年の春節（中国の旧正月）は、1月29日となっており、春節を機に多くの東アジアの国々では長期休暇に入ります。特にアフリカ豚熱は日本と台湾を除くアジア各国で発生が継続しており、国内での発生が大変危惧されています。

長崎では、5年振りに韓国定期便の運行が再開されました。国際線が就航する空海港では動物検疫による水際防疫対策強化が図られているところですが、農場への侵入防止対策の徹底が重要ですので、**飼養衛生管理基準の遵守**に努めてください。

○畜産関係者等の海外渡航の自粛

・アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航を自粛して下さい。また、やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避け、帰国時には衣服や靴の消毒を行って下さい。

・渡航した人を原則農場に立ち入らせないようにして下さい。

○農場への病原体侵入防止の徹底

・看板の設置等により衛生管理区域に不要な人を立入らせず、不要な物を持ち込まないようにして下さい。

・飼養者だけでなく、衛生管理区域に入場する全ての人に対し例外なく**専用の衣服及び長靴の着用、手指消毒**等を徹底するとともに、持ち込む物や入場車両の消毒を徹底して下さい。

・野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネット、畜舎の壁・天井等に穴や破損箇所、隙間等がないか再点検し、不備等を認めた場合は直ちに改善を図るなど、現場の「隙」を埋めて下さい。

・農場および畜舎周囲の消石灰を散布し、石灰の上から逆性石けん液を軽く散霧する等の待受け消毒を徹底して下さい。また、消毒効果は一般的に濃度、時間、温度、有機物の存在等に影響を受けることから、適切な消毒薬の選択、濃度調整及び薬液交換により効果的な消毒を実施して下さい。

・外国人従業員を受け入れている畜産関係者は、母国から肉製品等が国際郵便物等によって持ち込まれないよう、従業員へ周知徹底して下さい。

○早期発見・早期通報の徹底

・早期発見のために、毎日の健康観察を入念にお願いします。

・もし、豚熱やアフリカ豚熱、口蹄疫の特定症状を示す異常畜を発見した場合は、年末年始において転送電話で対応しますので、ただちに家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

・特定症状については、別添をご参照ください。

※各疾病の詳細については、適宜、農林水産省ホームページをご確認ください。

・豚熱について：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

・アフリカ豚熱について：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

・口蹄疫：https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html



豚熱

アフリカ
豚熱

口蹄疫

問合せ及び異常豚確認時の通報先：中央家畜保健衛生所
担当：山本・高山・三浦
TEL:0957-25-1331
FAX:0957-25-1332

豚熱及びアフリカ豚熱の特定症状（下記のいずれかの症状）

家畜の種類	症状
豚及びいのしし	1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること
	2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭を飼育している場合にあつては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。 ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかの場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。 (1) 摂氏40度以上の発熱、元希消失、食欲減退 (2) 便秘、下痢 (3) 結膜炎（目やに） (4) 歩行困難、後駆麻痺、けいれん (5) 削瘦、被毛粗剛（発育不良（いわゆる「ひね豚」）） (6) 流死産等の異常産の発生 (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔（鼻・口・肛門など）からの出血、血便
	3 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。

口蹄疫の特定症状（下記のいずれかの症状）

家畜の種類	症状
牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	1 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
	2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭を飼育している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
	3 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等、口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。